

鹿児島県事業継続一時支援金

県による飲食店への営業時間の短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業、個人事業主等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付し、事業者の事業継続を図ります。

申請
期間

令和3年

7月26日(月)～9月7日(火)

※当日消印有効

※令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金を申請し、不給付となった事業者について令和3年11月1日(月)(必着)まで申請を受け付けます。ただし、証拠書類等が必要となります。詳しくは申請要領でご確認ください。

●対象者

- ① **個人事業者**／鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者。
中小法人等／鹿児島県内に本店又は主たる事務所（いずれも登記簿上の記載）を有する者。
 - ② 対象期間（令和3年5月～6月）において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、前年又は前々年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。
 - ③ 令和3年4月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- 平成31年1月から令和3年4月までの間に開業した事業者等を対象とする給付額の算定に関する特例を設けています。詳しくは、申請要領をご確認ください。

下記に該当する場合は支援の対象外になります。

- 県が令和3年5月から6月までの間に実施した営業時間短縮要請の対象の飲食店を有する事業者
- 国の月次支援金の5月分及び6月分のいずれか又は両方を受給した事業者
※今後、受給する場合も含まれます。

裏面の「国の月次支援金との関係について」もご覧ください。

●給付額

前年又は前々年の対象期間の収入額

－

対象月(注)の収入額 × 2か月

(注)対象期間のうち、事業収入が前年又は前々年同月比50%以上減少した月

※上限額：中小法人等30万円、個人事業者15万円

●お問い合わせ先

鹿児島県事業継続一時支援金コールセンター
(9:00～17:00 土日祝除く)

☎099-201-6202

●国の月次支援金との関係について

- 令和3年5月分及び6月分のいずれか又は両方の国の月次支援金(国の支援金)と、県事業継続一時支援金(県の支援金)を併せて受給することはできません(5月分及び6月分以外の国の支援金であれば、県の支援金と併せて受給できます)。
- 令和3年5月分及び6月分のいずれか又は両方の国の支援金の要件を満たし、かつ県の支援金の要件も満たしている事業者は、以下の区分に応じご対応ください。

① 令和3年5月分及び6月分両方の国の支援金の要件を満たしている場合

県の支援金よりも受給額が大きくなります。まずは国の支援金の申請をご検討ください。

受給額：国の支援金 40万円(個人事業者20万円)

県の支援金 30万円(個人事業者15万円)

② 令和3年5月分及び6月分いずれかのみ国の支援金の要件を満たしている場合

県の支援金の受給額が大きくなります。国、県どちらの支援金を受給するか選択の上、国又は県のいずれかに申請してください。

受給額：国の支援金 20万円(個人事業者10万円)

県の支援金 30万円(個人事業者15万円)

※ 5月分又は6月分の国の支援金を申請済又は受給済で、同支援金の申請取下げや返還をご希望する場合、手続内容や今後の国の支援金受給に対する影響等について、国の支援金の相談窓口で充分ご確認の上、ご判断ください。

- 国の月次支援金の申請期間は次のとおりです(令和3年7月13日現在)。

4月分/5月分：令和3年6月16日～8月15日

6月分/7月分/8月分：対象月の翌月から2ヶ月間

●国の月次支援金の詳細はこちら →
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>



相談窓口 TEL / 0120-211-240

※IP電話等からのお問い合わせ先(通話料がかかります)

03-6629-0479

●申請書類

[指定様式]

- 申請書類送付状
- 支援金交付申請書兼請求書
- 誓約書

※指定様式には必要事項を記入の上、必要書類とともに提出してください。

[必要書類]

- 確定申告書類の写し
- 対象月の売上台帳等の写し
- 本人確認書類(運転免許証の写し等)
- 振込先口座通帳の写し

「申請要領」を必ず確認して
申請書類をご準備ください。

支援金交付申請書兼請求書、誓約書及び申請要領は県ホームページからダウンロードすることができます。

鹿児島県事業継続一時支援金

※県内各地域振興局・支庁(離島事務所含む)、各市役所、町村役場、各商工会議所、商工会、(公財)かごしま産業支援センターでも配布しています。

●申請方法 簡易書留又はレターパックで郵送

注意！感染症予防の為、事務局での直接の受取は対応しておりません。

●申請先住所 鹿児島県事業継続一時支援金事務局

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番(公社ビル4F 428号)

TEL / 099-201-6202 (9:00~17:00 土日祝除く)

鹿児島県事業継続一時支援金の
不正受給は犯罪です!
事業実態なし! 売上の偽装! 感染症無関係! その他虚偽の申請!
国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。